

● 規程改正の概要

要 旨	<p>当機構役員の勤務実態に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程の一部改正（規程第〇号）</p> <p>1 改正内容</p> <p>山梨県職員又は当機構を退職し、引き続き役員となる場合の報酬額について、県又は機構在籍時の給与額を考慮した金額を支給できるよう改正する。</p> <p>2 改正の背景等</p> <p>○県 OB 役員の報酬については、OB 間の均衡のため、県退職時の役職を考慮した基準額が県から示されているが、当機構では機構設立時から定額（341,000 円）を支給している。</p> <p>○令和 5 年度からの定年年齢の段階的な引き上げにより、60 歳超職員の給与額について大きな状況の変化があったことから、県において当該基準が見直された。</p> <p>○今般の見直しに合わせ、県 OB 役員に対し、県が提示する金額を勘案した報酬を支給できるよう改正する。</p>
施行期日	<p>令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表（令和6年4月1日適用）

新	旧
<p>(基本給)</p> <p>第3条 理事長等の基本給の月額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 理事長 1,190,000 円</p> <p>二 副理事長 914,000 円</p> <p>三 理事 771,200 円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、山梨県又は法人を退職し、引き続き理事長等となった者に対する基本給の月額は、次に掲げる額を勘案して理事長が定める。</p> <p>一 341,000 円</p> <p>二 山梨県関係団体に再就職した山梨県職員の給料決定基準として、山梨県が示す額</p> <p>3 前項の規定による場合には著しく法人内の他の職員との均衡を失すると理事長が認めるときは、この規程にかかわらず、第1項の規定によりその者の基本給の月額を定めることができる。</p>	<p>(基本給)</p> <p>第3条 理事長等の基本給の月額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 理事長 1,190,000 円</p> <p>二 副理事長 914,000 円</p> <p>三 理事 771,200 円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、山梨県又は法人を退職し、引き続き理事長等となった者に対する基本給の月額は、<u>341,000 円</u>とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 前項の規定による場合には著しく法人内の他の職員との均衡を失すると理事長が認めるときは、この規程にかかわらず、第1項の規定によりその者の基本給の月額を定めることができる。</p>

県関係団体に再就職したOBの給料決定基準の見直しについて

1. 現状と課題

- 県関係団体に再就職したOBの給料については、団体個々の実情等に応じて自主的に決定されているが、退職者間の均衡等を図る観点から、参考として県から給料決定基準を示してきた。
- 令和5年度からの定年の段階的な引上げにより、令和6年度以降、60歳超職員の給料月額、60歳時の7割水準となることから、これらの状況の変化を踏まえ、OBの給料決定基準を見直す必要がある。

2. 対応方針

- 60歳超職員の給料月額7割水準や団体の財政負担等を考慮し、5箇年かけてOBの給料決定基準額を引き上げる。
- この場合、OB間の均衡等を考慮し、既に県関係団体に再就職しているOBを含めることとする。

3. 令和6年度以降の給料決定基準

職名	R 6年度			R 7年度			R 8年度			R 9年度			R 10年度		
	OB基準月額	対前年比	年収	OB基準月額	対前年比	年収	OB基準月額	対前年比	年収	OB基準月額	対前年比	年収	OB基準月額	対前年比	年収
特別職	366,500円	7,000円	6,047,250円	373,500円	7,000円	6,162,750円	380,500円	7,000円	6,278,250円	387,500円	7,000円	6,393,750円	394,200円	6,700円	6,504,300円
部(局)長級	331,400円	13,900円	5,468,100円	345,300円	13,900円	5,697,450円	359,200円	13,900円	5,926,800円	373,100円	13,900円	6,156,150円	386,800円	13,700円	6,382,200円
部(局)次長級	304,700円	12,800円	5,027,550円	317,500円	12,800円	5,238,750円	330,300円	12,800円	5,449,950円	343,100円	12,800円	5,661,150円	355,800円	12,700円	5,870,700円
参事級	288,100円	11,400円	4,753,650円	299,500円	11,400円	4,941,750円	310,900円	11,400円	5,129,850円	322,300円	11,400円	5,317,950円	333,600円	11,300円	5,504,400円
本庁課長級	268,700円	11,600円	4,433,550円	280,300円	11,600円	4,624,950円	291,900円	11,600円	4,816,350円	303,500円	11,600円	5,007,750円	314,700円	11,200円	5,192,550円

※年収には、期末・勤勉手当の年間4.50月の支給を含めている。このほか、通勤手当が別途支給されることを前提としている。

※従来あった出先次長級については、今回の見直しによって本庁課長級に統合することとした。

※60歳超職員の給料月額7割水準が見直される場合、給料決定基準を見直す可能性がある。

※給与改定がある場合、給料決定基準を見直す可能性がある。